

氏名 (法人にあっては名称)	エネサーブ株式会社
住所	滋賀県大津市月輪二丁目19番6号

自 社 等 発 電 所 (*1) の 有 無	有		
電 気 事 業 の 概 要	<総合エネルギーサービス業> 1. 電気設備の保守・点検代行サービス業務 2. 電力小売事業 3. 電力負荷平準化、省エネルギー化、ESCO事業およびCO2削減化に関する調査、実施案の策定、提案と実施 4. 大型リチウムイオン電池システムの販売、施工 5. 分散型自家発電装置（コージェネ発電システムを含む）の販売、施工、整備 6. そのほかエネルギー関連の総合サービス ○2024年7月現在、東北電力、東京電力、中部電力、関西電力、中国電力、九州電力エリアにおいて、電気の小売を行っております。 ○太陽光やバイオマス等の自然エネルギー電源および二酸化炭素排出量の少ない電源を優先的に他社から購入し、大津エネルギーセンター（滋賀県）、綾部エネルギーセンター（京都府）の自社発電所を組みあわせ、電力供給を行っております。 ○温暖化防止のための各種対策提案などの省エネルギーコンサルタント業務や、電力設備の保安点検業務（メンテナンス）を通じて、効率的な電気エネルギーの利用方法等の提案を行っております。		
電気の供給における温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制	○CO2排出係数の低い電源を調達するよう努めます。太陽光電力やバイオマス電力などを購入し、再生可能エネルギーの利用拡大に取り組みます。 ○自社発電所においては、発電時に発生する排風を利用した風力発電を行い、未利用エネルギーの活用に取り組むとともに、日常巡視点検により異常の早期発見に努め、効率の良い運転を追求します。 ○非化石証書を付与した電気供給の営業活動を通じて再生可能エネルギーの利用を促進に努めます。		
電気の供給における温室効果ガスの排出の量の抑制に関する措置及び目標	年 度	基礎排出係数(*2)	調整後排出係数(*3)
	前年度実績（2023年度）	0.283（kg-CO ₂ /kWh）	0.571（kg-CO ₂ /kWh）
	当年度目標（2024年度）	極力低減（kg-CO ₂ /kWh）	極力低減（kg-CO ₂ /kWh）
	短期目標（2027年度）	極力低減（kg-CO ₂ /kWh）	極力低減（kg-CO ₂ /kWh）
	長期目標（2037年度）	極力低減（kg-CO ₂ /kWh）	極力低減（kg-CO ₂ /kWh）
	（目標に係る措置の考え方）		
太陽光やバイオマス等の再生可能エネルギーおよび二酸化炭素の排出量の少ない電源の優先的調達により、前年度以下の排出係数に抑えられるよう努めます。			

*1 自社等発電所とは、自己が所有する発電所及び経営支配下においている子会社が所有する発電所をいう。

*2 基礎排出係数とは、市内への電気の供給に伴う二酸化炭素排出量（基礎二酸化炭素排出量）を市内への電気の供給量（電気供給量）で除したものをいう。

*3 調整後排出係数とは、基礎二酸化炭素排出量に固定価格買取調整二酸化炭素排出量を足したものから、電気事業者が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量等を控除したものを、電気供給量で除したものをいう。

電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置及び目標	自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	再生可能エネルギー発電量(*4)	再生可能エネルギー導入率(*5)
	前年度実績 (2023 年度)	自社発電所なし (千kWh)	自社発電所なし (%)
	当年度目標 (2024 年度)	自社発電所なし (千kWh)	自社発電所なし (%)
	短期目標 (2027 年度)	自社発電所なし (千kWh)	自社発電所なし (%)
	長期目標 (2037 年度)	自社発電所なし (千kWh)	自社発電所なし (%)
	(目標に係る措置の内容)		
電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置及び目標	現在、市内に自社発電所を保有しておりません。		
	調達分を含む再生可能エネルギーの環境価値の確保量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	環境価値の確保量(*6)	環境価値の確保率(*7)
	前年度実績 (2023 年度)	3,438.00 (千kWh)	43.95 (%)
	当年度目標 (2024 年度)	最大限調達 (千kWh)	最大限調達 (%)
	短期目標 (2027 年度)	最大限調達 (千kWh)	最大限調達 (%)
	長期目標 (2037 年度)	最大限調達 (千kWh)	最大限調達 (%)
(目標に係る措置の内容)			
太陽光やバイオマス等の再生可能エネルギーおよび二酸化炭素排出量の少ない電源を優先的に調達するよう努めます。			
電気の供給における未利用エネルギー(*8)による発電量の割合の拡大に関する措置及び目標	自社発電時の未利用エネルギーの利用として、綾部エネルギーセンターにおける発電時に発生する排風を利用した風力発電を実施しております。		
火力発電所における熱効率の向上を図るための措置及び目標	○日常巡視点検により異常の早期発見に努め、効率の良い運転を図ります。 ○保安点検基準に従い、故障を未然に防ぐよう努めます。		
本市の区域内に存する電気の需用者に対する地球温暖化の防止に資する取組	○当社お客さまに対して省エネルギー関連の相談窓口を各事業所に設けているほか、自社開発のエネルギー使用量計測装置 (G-Pacs) の設置を通じて、エネルギー消費状況の把握・分析 (エネルギー消費量や運用状況の見える化) や運用改善を図り、温暖化防止のための各種対策を提案するなど、省エネルギーコンサルタント業務を実施しております。 ○電力設備の保安点検業務 (メンテナンス) を通じて、より効率的な電気エネルギーの利用方法等の提案を行っております。		
その他の地球温暖化の防止に貢献する取組	○事業所において、非化石証書を付与した再生可能エネルギー100%の電気を利用しております。 ○社内におけるクールビズ等の実施により、省エネに努めるとともに、営業車のEV車への更新を進めております。		

*4 再生可能エネルギー発電量とは、自社等発電所における再生可能エネルギー (太陽光、風力その他非化石エネルギーのうち、エネルギーとして永続的に使用することができるもの) による発電量のうち市内分をいう。

*5 再生可能エネルギー導入率とは、上記の発電量を自社等発電所における発電量のうち市内分で除いたものをいう。

*6 環境価値の確保量とは、自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量及び他の一般電気事業者等の発電所における再生可能エネルギーによって発電された電気の購入量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化 (償却) することによって環境価値を有するもの並びに購入した再生可能エネルギー電気由来の環境価値の量を合算したもののうち市内分をいう。

*7 環境価値の確保率とは、上記の確保量を電気の供給量のうち市内分で除いたものをいう。

*8 未利用エネルギーとは、発電に利用するエネルギーのうち、工場の廃熱又は排圧、廃棄物 (バイオマスを除く) の燃焼熱、超高圧地中送電線からの廃熱、変電所の廃熱及び高炉ガスその他の副生ガス等のエネルギーをいう。